

第24回議会のあり方等検討特別委員会における決定事項

平成22年6月3日に開催されました第24回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項は下記のとおりです。

記

- 1 第23回議会のあり方等検討特別委員会議事概要の確認
- 2 第24回議会のあり方等検討特別委員会で決定された事項
 - (1) 議会基本条例施行は、周知期間等を含めるということで、9月1日を施行日とする。(9月定例会開会日とする。)
 - (2) 提案者については委員長、賛同者が委員ということで議会運営委員会に諮っていただき、決定したい。
 - (3) 7月、8月であと2回程度特別委員会を開催したい。日程は改めて連絡をさせていただく。
 - (4) 議会基本条例の最終の新旧対照表ができ次第、7月、8月に予定している特別委員会で各委員に渡す。
 - (5) 逐条解説については修正をかけ、最終的な逐条解説集としてでき次第、7月、8月に予定している特別委員会で各委員に渡す。
 - (6) パブリックコメント回答に対する意見・回答
 - ①パブリックコメントの回答については、正副委員長で精査をし、6月10日を目途にまとめ、公表する。
 - ②No.1の市議会の考え方の中の、「今後も、亀山市及び亀山市議会への市民の皆さんの声をできるだけ」の亀山市は削除する。
 - ③No.4の市議会の考え方の中の、「対等緊張」は文章を整理する。
 - ④No.15の市議会の考え方の中の、「ツーステップ」という表記については検

討する。

⑤No. 2 8 の市議会の考え方の中の、「市民全体の奉仕者」という表記については、検討する。

⑥No. 9 のご意見について解説中の「住民」については「市民」ということで一本化する。

⑦No. 1 4 市議会の考え方の中の本会議は削除し、文章を整理する。

⑧No. 1 6 の市議会の考え方の中に、請願者に代わり紹介議員の説明の場があることを記載する。

⑨No. 3 1 の市議会の考え方の中へ、市民の意見の反映の場は、設けてあることを記載するなど調整する。